

別表 1

目 的	許 可 対 象 者	鳥獣の種類・数	許 可 の 期 間	許 可 区 域	方 法																																		
<p>有害鳥獣捕獲 (対処捕獲・予察捕獲)</p>	<p>原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であり、かつ、規則第 67 条第 2 項第 1 号若しくは、第 2 号に該当する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の 1 から 4 のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする事ができる。</p> <p>1 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。 ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合。 イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1 日 1 回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。</p> <p>2 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取をする場合。</p> <p>3 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。</p> <p>4 法人に対する許可であって、以下のアからエの条件を全て満たす場合。 ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。 ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。 エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 436 1104 468">鳥獣名</th> <th data-bbox="1104 436 1406 468">許 可 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1104 510">ハシボソガラス</td> <td data-bbox="1104 478 1406 510">50 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 510 1104 541">ハシブトガラス</td> <td data-bbox="1104 510 1406 541">50 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 541 1104 573">ヒヨドリ</td> <td data-bbox="1104 541 1406 573">100 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 573 1104 604">ムクドリ</td> <td data-bbox="1104 573 1406 604">100 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 604 1104 636">スズメ</td> <td data-bbox="1104 604 1406 636">200 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 636 1104 667">カワウ</td> <td data-bbox="1104 636 1406 667">50 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 667 1104 730">カモ類 (狩猟鳥獣に限る)</td> <td data-bbox="1104 667 1406 730">20 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 730 1104 762">アオサギ</td> <td data-bbox="1104 730 1406 762">50 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 762 1104 793">ダイサギ</td> <td data-bbox="1104 762 1406 793">10 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 793 1104 825">コサギ</td> <td data-bbox="1104 793 1406 825">10 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 825 1104 856">トビ</td> <td data-bbox="1104 825 1406 856">10 羽以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 856 1104 919">その他鳥類 (希少鳥類を除く)</td> <td data-bbox="1104 856 1406 919">当該事例ごとに判断する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 919 1104 951">モグラ全科</td> <td data-bbox="1104 919 1406 951">100 頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 951 1104 1014">ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)</td> <td data-bbox="1104 951 1406 1014">100 頭以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1014 1104 1045">その他獣類</td> <td data-bbox="1104 1014 1406 1045">当該事例ごとに判断する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="926 1045 1104 1108">指定管理鳥獣、 外来鳥獣</td> <td data-bbox="1104 1045 1406 1108">上限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して、必要最小限とする。</p> <p>なお、下表左欄に掲げる鳥獣については、捕獲に従事する者 1 人あたりの許可数量の上限を概ね下表右欄に掲げる数量とする。ただし、希少鳥獣については、必要に応じて個別に検討するものとする。</p>	鳥獣名	許 可 数 量	ハシボソガラス	50 羽以内	ハシブトガラス	50 羽以内	ヒヨドリ	100 羽以内	ムクドリ	100 羽以内	スズメ	200 羽以内	カワウ	50 羽以内	カモ類 (狩猟鳥獣に限る)	20 羽以内	アオサギ	50 羽以内	ダイサギ	10 羽以内	コサギ	10 羽以内	トビ	10 羽以内	その他鳥類 (希少鳥類を除く)	当該事例ごとに判断する。	モグラ全科	100 頭以内	ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100 頭以内	その他獣類	当該事例ごとに判断する。	指定管理鳥獣、 外来鳥獣	上限なし	<p>1 原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。</p> <p>ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある時期は避けるよう指導するものとする。</p> <p>3 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとする。</p> <p>4 許可の期間は、原則として 2 か月以内とする。</p> <p>ただし、市町村等が行う法人捕獲の場合にあつては、6 か月以内となるよう指導するものとする。なお、指定管理鳥獣、外来鳥獣及び予察捕獲許可の対象種（予察捕獲の対象市町村で、捕獲対象とする種の保護に支障がないと認められる場合に限り。）については、当該期間を 1 年の範囲内で延長することができる。</p> <p>5 予察捕獲の許可は、鳥獣保護事業計画に定める被害発生予察表に基づくものとする。</p>	<p>1 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする</p> <p>2 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取り扱いをする。</p> <p>3 市町村が行なう場合は、原則として当該市町村内であつて、被害の状況及び有害鳥獣の生息状況等を勘案して必要最小限とする。</p> <p>4 その他の者が行なう場合は、捕獲を依頼した者の管轄する区域内とする。</p> <p>5 鳥獣保護区及び休猟区における有害鳥獣捕獲については、捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施することとし、他の鳥獣の繁殖に支障のないよう配慮する。</p> <p>6 特定猟具禁止区域（銃器）においては、安全性が確保される区域を除き、原則として銃器による有害鳥獣捕獲は行わないものとする。</p>	<p>1 捕獲用具は捕獲効果を考慮し最も適切なものとする。</p> <p>2 法第 1 2 条第 1 項又は第 2 項で禁止されている猟法は原則として認めない。</p> <p>3 空気銃を使用する場合は、半矢の危険性があるため、大型獣類には使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合はこの限りではない。</p> <p>4 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）における鉛散弾の使用は認めない。</p> <p>5 多人数で捕獲する場合は、班を編成させて行わせる。</p> <p>6 鳥類の卵の採取等については、原則として現に被害を発生させている鳥類の捕獲等を行うことが困難であり、鳥類の捕獲等だけでは目的が達成できない場合、若しくは、建築物等の汚染等を防止するため、巢を除去する必要がある場合で、併せて卵の採取等を行う場合とする。</p> <p>7 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法は、結果として被害の発生の遠因を生じさせることが多いので避けるよう指導する。</p> <p>8 わなを使用した捕獲許可については、以下の許可基準によるものとする。</p> <p>ア くくりわなを使用した方法の許可申請の場合</p> <p>① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。</p> <p>② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。</p> <p>イ とらばさみを使用した方法の許可申請の場合鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものでり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。</p> <p>ウ ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合 はこわなに限る。</p>
鳥獣名	許 可 数 量																																						
ハシボソガラス	50 羽以内																																						
ハシブトガラス	50 羽以内																																						
ヒヨドリ	100 羽以内																																						
ムクドリ	100 羽以内																																						
スズメ	200 羽以内																																						
カワウ	50 羽以内																																						
カモ類 (狩猟鳥獣に限る)	20 羽以内																																						
アオサギ	50 羽以内																																						
ダイサギ	10 羽以内																																						
コサギ	10 羽以内																																						
トビ	10 羽以内																																						
その他鳥類 (希少鳥類を除く)	当該事例ごとに判断する。																																						
モグラ全科	100 頭以内																																						
ネズミ全科 (ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く)	100 頭以内																																						
その他獣類	当該事例ごとに判断する。																																						
指定管理鳥獣、 外来鳥獣	上限なし																																						
<p>個 体 数 調 整</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために適切かつ合理的な数</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間を考慮する。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の区域</p>	<p>有害鳥獣捕獲に準ずる。</p>																																		

別表2

目 的		許 可 対 象 者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許 可 区 域	方 法
学術研究	学 術 研 究	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者 又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限 ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な数（羽、頭、個）とする。	1年以内	必要最小限の区域とする。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。 1 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法でないこと。 2 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 3 捕獲等又は採取等後の措置が、原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究目的を達成するための必要であると認められるものであること。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。
	標 識 調 査	国又は県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は県より委託を受けた者（委託を受けたものから依頼されたものを含む。）	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者については、鳥類各種1,000羽以内、その他の者については、同各500羽以内とする。 ただし、特に必要が認められる種にあっては、この限りでない。	1年以内	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕

別表3

目 的		許 可 対 象 者	鳥獣の種類・数	許可の期間	許 可 区 域	方 法
そ の 他 特 別 な 事 由	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）	1年以内	職務上必要な区域	法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	傷病により保護を要する鳥獣の保護	鳥獣保護管理員、弥富野鳥園職員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類（羽、頭又は個）	6ヶ月以内	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。 ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
	養殖している鳥類の過度の近親交配することの防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類 過度の近親交配の防止に必要な数（羽、頭又は個）	6ヶ月以内	規則7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。 ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。	わな、網、手捕
	その他特別な事由	鳥獣捕獲の目的に応じて個々の事例毎に判断する。				

なお、環境学習の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした鳥獣捕獲は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

別表 4

許可をしない場合の考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人をいう。」以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。